

よくある質問

Q1 賃貸契約の際に要する火災保険料・カギの交換費用も補助対象経費に含まれるのか。

A1 入居する部屋に付随するものとしての火災保険料やカギの交換代、Wi-Fi設置費用等は対象となります。
ただし、敷金・家賃保証料等の賃料に関する経費、居室とは直接関係のない引越費用・自転車等の購入費用は対象外となります。

Q2 既に介護職員が利用していた部屋の更新の場合でも補助を受けられるか。

A2 補助金の交付対象外となります。

Q3 実績報告の期限（令和9年2月末日）までに確保した部屋に介護職員が入居する必要があるのか。

A3 令和9年2月末時点において、介護職員の入居は必須ではありません。
たとえば、令和9年4月に入居予定で令和9年2月に部屋を確保するための費用を支出していれば、その分を対象経費とすることができます。
ただし、入居の見込みがなくなった場合は、補助金を返還していただくこととなります。

問い合わせ先

- ・住宅確保に係る相談、申請手続きに関すること
一般社団法人京都市老人福祉施設協議会事務局
TEL：075-354-8743
mail：jimukyoku@kyoto-shiroukyo.jp
- ・交付決定、支援金の請求に関すること
保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課
TEL：075-222-3802
mail：kaigo-seibi@city.kyoto.lg.jp

本支援金の詳細については、こちらから御確認ください。

（京都市情報館）
高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援金（高齢者分野）
URL:<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000354561.html>



Care Worker CITY OF KYOTO

Vol. 02



特集

京都市高齢者分野の担い手向け住宅確保支援金

活用事例について（洛西けいゆうの里）

今年入職した介護職員への
インタビュー



京都市
CITY OF KYOTO



京都市
老協

発行：令和8年9月／保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課
京都市印刷物 第081679号

委託先：一般社団法人京都市老人福祉施設協議会

interview



職員インタビュー
01

2026年度 入職

温かい職場で、毎日楽しく介護を学んでいます！

・現在の業務内容

ご利用者さまの食事・排泄・口腔ケアなど、日常生活のサポートを行っています。分からないことは先輩職員に教えてもらい、日本語のサポートも受けながら、一つひとつ仕事を覚えていきます。ご利用者さまに安心して過ごしていただけるよう、毎日一生懸命頑張っています。

・事業所を選んだ理由

職場の雰囲気が良く、働いている職員の皆さんが温かいと感じたことが大きな理由です。介護の仕事だけでなく、日本語についても丁寧に教えてもらえるので、安心して働けると思いました。困ったときに相談できる人がいることも、この施設を選んで良かったと感じています。

施設長
インタビュー
02

インドネシアから新しい仲間を迎え、

老人保健施設として地域の介護支援に全力で取り組みます！

西暦2000年に開設した独立系の介護老人保健施設です。法人本部は大阪府高槻市に位置し、在宅医療介護に長年取り組んできました。ご縁あり西京区大枝で施設を開設し、早27年目を迎えることができました。施設では入所、短期入所、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、居宅会議支援（ケアマネジメント）の複数の事業を展開しております。在宅療養でお困りのことあれば、わたくしたちにご相談ください。この度京都市の担い手向け住宅確保支援金を活用し、海外からの職員を迎えることができました。一大決意で海を渡った若者に「日本の京都で働いて良かった」と思えるよう大切に育てていきたいと思っています。

（施設長 中嶋 啓子 様）

explain

補助金を活用して購入したもの

- | | | | |
|---------|----------|---------|---------|
| ・ ベッド | ・ 冷蔵庫 | ・ 炊飯器 | ・ 風呂椅子 |
| ・ マットレス | ・ 洗濯機 | ・ ポット | ・ 手桶 |
| ・ 掛布団 | ・ トースター | ・ ガスコンロ | ・ ハンガー |
| ・ 枕 | ・ 可動式ワゴン | ・ 掃除機 | ・ ドライヤー |
| ・ シーツ | ・ テーブル | ・ 食器 | ・ 扇風機 |
| ・ 収納ケース | ・ 椅子 | ・ 調理器具 | ・ ゴミ箱 |
| ・ 照明 | ・ 電子レンジ | ・ カーテン | |

高齢者分野の担い手向け 住宅確保支援金とは

高齢者分野の事業所の運営法人が、事業所で働く介護従事者に対し、市内の民間賃貸住宅・空き家・公営住宅等の借上げなどにより住宅を確保し、介護従事者を住まわせる場合に、住宅確保にかかる初期費用の一部について支援金を交付します。

支援対象法人

京都市内で事業所を運営している法人であって、次の要件の全てに該当する者

- ・ 京都市内に担い手向け住宅を確保したこと。
- ・ 要綱第4条に定める介護従事者が、担い手向け住宅に入居したこと、または、入居することが見込まれること。

介護従事者要件

- ・ 新卒職員（大学、専修学校等を卒業（卒業見込みを含む）後、直ちに介護従事者として従事する者、または、卒業後3年以内に介護従事者として従事する者）
- ・ 事業所への就職等を機に市内へ移住した者、または、移住する予定の者

支援対象経費及び支援金額

- ・ 法人が負担した礼金、仲介手数料、リノベーション工事費、備品購入費用（家具・家電等）など（消費税及び地方消費税相当額を除く。）。
- ・ 1戸当たり上限20万円（法人負担1/2以上、最大10戸まで）